

公益財団法人犯罪被害救援基金

役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

平成 23年 2月 10日 制定 規程第 2号

令和 2年 3月 18日 改正 規程第 29号

令和 4年 3月 17日 改正 規程第 46号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第16条、第35条及び第46条の規定に基づき、役員、評議員及び委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうちで、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 委員とは、定款第46条に基づき設置される委員会を構成する者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費及び旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員及び委員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員年俸表（別表）に基づき報酬を支給し、賞与は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 非常勤役員、評議員及び委員の報酬は、理事会、評議員会及び委員会等の出席1回につき1万円を超えない範囲で支給することができる。ただし、犯罪被害者等の支援に係る「調査研究助成募集要項」に基づき助成申請があった応募案件の事前書類審査報酬については、審査案件1件につき3,000円とし、10万円を超えない範囲で支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬年俸額は、常勤役員年俸表（別表）のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 非常勤役員、評議員及び委員に対する報酬の支給は、原則として理事会、評議員会及び委員会等の開催の都度支給するものとする。

- 2 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、支給日は毎月 16 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前日とし、その日の前日が休日に当たるときは 17 日とする。
- 3 常勤役員の報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 常勤役員の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(退職手当)

第6条 削除

(費用)

第7条 この法人は、役員、評議員及び委員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 常勤役員年俸表

| 号 | 年額 (万円) |
|----|---------|
| 1 | |
| 2 | 550 |
| 3 | 600 |
| 4 | 650 |
| 5 | 700 |
| 6 | 750 |
| 7 | 800 |
| 8 | 850 |
| 9 | 900 |
| 10 | 950 |
| 11 | 1,000 |
| 12 | 1,050 |
| 13 | 1,100 |
| 14 | 1,150 |
| 15 | 1,200 |